

K

令和 7年 6月 9日提出

第 2 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 100 号議案 浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の
一部改正について 3

資 料

追加議案の参考資料 5

第 100 号議案の説明資料 6

第 100 号 議 案

令和 7年 6月 9日 提 出

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正に
ついて

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正
する条例

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例
第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬の額)	(報酬の額)
第2条 非常勤の特別職の職員の報酬の額は、 次のとおりとする。	第2条 非常勤の特別職の職員の報酬の額は、 次のとおりとする。
(1)～(25) (略)	(1)～(25) (略)
(26) 選挙長及び開票管理者 日額 <u>10,800円</u>	(26) 選挙長及び開票管理者 日額 <u>12,200円</u>
(27) 投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u>	(27) 投票所の投票管理者 日額 <u>14,500円</u>
(28) 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>11,300円</u>	(28) 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u>
(29) 投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u>	(29) 投票所の投票立会人 日額 <u>12,400円</u>
(30) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9,600円</u>	(30) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u>
(31) 開票立会人及び選挙立会人 日額 <u>8,900円</u>	(31) 開票立会人及び選挙立会人 日額 <u>10,100円</u>
(32)～(34) (略)	(32)～(34) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

追加議案の参考資料

第 100 号議案 浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について

この条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じて、選挙長等の報酬額を改定するものであります。

(第 100 号議案の説明資料)

人事課

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する選挙長等の費用弁償額に準じて、以下のとおり改定を行うものです。

	改定前	改定後
選挙長及び開票管理者	日額 10,800 円	日額 12,200 円
投票所の投票管理者	日額 12,800 円	日額 14,500 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円	日額 12,800 円
投票所の投票立会人	日額 10,900 円	日額 12,400 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円	日額 10,900 円
開票立会人及び選挙立会人	日額 8,900 円	日額 10,100 円

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

